



山形県公報

平成24年4月10日(火)
第2333号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……503
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……504
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護老人福祉施設の指定……………(同) ……505
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の  
変更……………(同) ……506
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び  
所在地の変更……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……507
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……508
- 同……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(同) ……同
- 民有保安林の指定の解除……………(森林課) ……509
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……511
- 眺望景観資産の指定……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……516

### 労働委員会関係

#### 訓 令

- 山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………519

## 告 示

### 山形県告示第418号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日     |
|-----------------|---------------|------------|-----------|
| 通所介護事業所 六日町あいあい | 介護予防通所介護      | 山形市六日町2番7号 | 平成22.11.1 |

**山形県告示第419号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類  | 指定年月日     |
|--------------------|----------------------------------|----------|-----------|
| 株式会社ケアネット徳洲会       | ショートステイふきのとう<br>新庄市大字鳥越字駒場4519番1 | 短期入所生活介護 | 平成24.3.30 |

**山形県告示第420号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類      | 指定年月日     |
|----------------------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 株式会社ケアネット徳洲会         | ショートステイふきのとう<br>新庄市大字鳥越字駒場4519番1 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成24.3.30 |

**山形県告示第421号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類     | 指定年月日     |
|--------------------|----------------------------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人回春堂          | デイサービス回春堂花沢<br>米沢市大字花沢2986番地の1   | 通所介護        | 平成24.3.29 |
| 社会福祉法人回春堂          | 特別養護老人ホーム回春堂<br>米沢市大字花沢2986番地の1  | 短期入所生活介護    | 同         |
| エヌ・デーソフトウェア株式会社    | デイサービスセンターほのぼの<br>南陽市竹原2839番地の1  | 通所介護        | 同         |
| 株式会社オフィス山形         | デイサービスたちばな<br>東置賜郡高島町大字山崎209番地の5 | 通所介護        | 平成24.3.30 |
| 社会福祉法人あづま会         | 介護老人保健施設あづま<br>米沢市大字李山8132番地11   | 通所リハビリテーション | 同         |

**山形県告示第422号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護老人福祉施設の開設者の名称 | 指定介護老人福祉施設の名称及び所在地              | サービスの種類    | 指定年月日       |
|-------------------|---------------------------------|------------|-------------|
| 社会福祉法人回春堂         | 特別養護老人ホーム回春堂<br>米沢市大字花沢2986番地の1 | 介護福祉施設サービス | 平成24. 3. 29 |

**山形県告示第423号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類      | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------------|--------------|-------------|
| 社会福祉法人回春堂            | デイサービス回春堂花沢<br>米沢市大字花沢2986番地の1   | 介護予防通所介護     | 平成24. 3. 29 |
| 社会福祉法人回春堂            | 特別養護老人ホーム回春堂<br>米沢市大字花沢2986番地の1  | 介護予防短期入所生活介護 | 同           |
| エヌ・デーソフトウェア株式会社      | デイサービスセンターほのほの<br>南陽市竹原2839番地の1  | 介護予防通所介護     | 同           |
| 株式会社オフィス山形           | デイサービスたちばな<br>東置賜郡高畠町大字山崎209番地の5 | 介護予防通所介護     | 平成24. 3. 30 |

**山形県告示第424号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|--------------------------------|----------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 特定非営利活動法人ホールド<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | 特定非営利活動法人ホールド すまいるらんど<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | 就労継続支援（B型）  | 30名 | 平成24. 3. 28 |
| 社会福祉法人明松会<br>酒田市相沢字北森155番地     | 障がい福祉サービス事業所<br>いっぽ<br>酒田市竹田字下川原201番地5 | 就労継続支援（B型）  | 10名 | 同           |

**山形県告示第425号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                                | 障害福祉サービスの<br>種類      | 指定年月日       |
|------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人工房せい<br>鶴岡市大山三丁目36番35号    | 特定非営利活動法人工房せい<br>鶴岡市大山三丁目36番35号            | 自立訓練（生活訓練）<br>就労移行支援 | 平成24. 3. 23 |
| 特定非営利活動法人ホールド<br>酒田市浜田二丁目4番29号     | 特定非営利活動法人ホールド すま<br>いるらんど<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | 就労移行支援               | 平成24. 3. 28 |
| 社会福祉法人明松会<br>酒田市相沢字北森155番地         | 障がい福祉サービス事業所 いっぽ<br>酒田市竹田字下川原201番地5        | 自立訓練（生活訓練）           | 同           |
| 特定非営利活動法人みらいず<br>酒田市下安町3番地の5       | みらいず<br>酒田市下安町3番地の5                        | 自立訓練（生活訓練）           | 平成24. 3. 29 |
| 特定非営利活動法人あつみ育成<br>会<br>鶴岡市温海己107番地 | しょうがい者共同生活援助事業所<br>「すてっぷ」<br>鶴岡市温海己107番地   | 共同生活援助               | 平成24. 3. 28 |

山形県告示第426号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス<br>事業者の名称及び主たる<br>事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地   |                           | 障 害 福 祉<br>サービスの<br>種類                         | 変更年月日      |
|----------------------------------------|---------------|---------------------------|------------------------------------------------|------------|
|                                        | 変 更 前         | 変 更 後                     |                                                |            |
| 特定非営利活動法人ホー<br>ルド<br>酒田市浜田二丁目4番29<br>号 | すまいるらんどB      | 特定非営利活動法人ホー<br>ルド すまいるらんど | 就労移行支<br>援<br>就労継続支<br>援（A型）<br>就労継続支<br>援（B型） | 平成24. 4. 1 |
|                                        | 酒田市浜田二丁目4番29号 |                           |                                                |            |

山形県告示第427号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス<br>事業者の名称及び主たる<br>事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                |                             | 障 害 福 祉<br>サービスの<br>種類   | 変更年月日       |
|-----------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------|
|                                         | 変 更 前                      | 変 更 後                       |                          |             |
| 特定非営利活動法人あら<br>た<br>酒田市東町一丁目15番地<br>の25 | たかさご寮<br>酒田市高砂二丁目2番36<br>号 | たくせい寮<br>酒田市北新町一丁目1番<br>43号 | 共同生活援<br>助<br>共同生活介<br>護 | 平成24. 3. 23 |

**山形県告示第428号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名               | 地区名     | 工事完了年月日     |
|-------------------|---------|-------------|
| 基幹農道整備事業          | 寒河江中央地区 | 平成24. 3. 23 |
| 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 | 宝地地区    | 平成24. 3. 26 |

**山形県告示第429号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
吉野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
南陽市蒲生田1954番地の2
- 3 認可年月日  
平成24年3月30日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第430号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成24年3月28日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第431号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
今野川土地改良区
- 2 事務所の所在地

鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地

3 認可年月日

平成24年3月30日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第432号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

3 認可年月日

平成24年3月30日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第433号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

日向川土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市市条字村ノ前68番地の1

3 認可年月日

平成24年3月30日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第434号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業を行う者の名称

最上川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））

2 認可年月日

平成24年3月30日

3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第435号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鶴岡市一霞字宮之台106-222
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

**山形県告示第436号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字門伝字盗人森3094-1から3094-11まで、3094-13から3094-17まで、字取上山3168-1（次の図に示す部分に限る）、3168-2、3168-3、3168-17、字隔間沼山3169-3から3169-11まで、字米沼山3170-1、3170-2、3170-4、3170-5
- (2) 保安林指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市十日町字沢787、787-2、鶴脛町字主水沢1175、字蛇バミ1176、字中森218地先・218-2-1地先・319地先・319-2地先・319-3地先・319-4地先・319-5地先・319-6地先・319-7地先・319-8地先・319-9地先・319-10地先・319-11地先・319-12地先（以上14筆地先。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字川原子字水晶山4316-1、4316-3から4316-34まで、4316-36から4316-69まで、4316-71から4316-81まで、4316-198、4316-200、4316-201、4316-207から4316-218まで、4316-226から4316-229まで、字弥平山4314-1から4314-84まで、4314-87から4314-89まで、4314-94、4314-95、4314-105、4314-106、4314-110から4314-112まで、4314-115から4314-119まで、字北平205-1、4313-

9 から4313-21まで、4313-26から4313-68まで、4313-80、4313-81、4313-86、4313-87、字山ノ神  
206-1、206-2、207

(2) 保安林指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

天童市大字山口字薪山4250-8、4250-15、4250-17（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

天童市大字山口字薪山4250-16、4250-33（次の図に示す部分に限る）

(2) 保安林指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡西川町大字月山沢字月山567（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

北村山郡大石田町大字横山字黒滝沢4374-2、4374-11、4374-18、4374-19、4374-20、4374-21



- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字今塚から長町地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成24年1月19日から同年3月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点改測）

山形県告示第438号

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成24年3月16日
- 2 名称  
ふれあい展望台からの山形市街地とそれをとりまく山々の眺め
- 3 視点  
北緯38度14分17秒、東経140度13分01秒（ふれあい展望台）
- 4 主たる対象物  
山形市街地とそれをとりまく山々

山形県告示第439号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 七曲沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|        |          |     |
|--------|----------|-----|
| 八幡沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 川山崎    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 安沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小滝沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 西楯沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 天台沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 矢台沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 神之沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| シチクラ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 神之沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 山之下    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 沢内川5   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宝泉寺沢-1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宝泉寺沢-2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 落とし沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 公民館沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 宝泉寺沢3  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大清水沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 尼ノ入沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 横呑沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 佛沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 椿沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 向沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 山の下    | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|       |          |      |
|-------|----------|------|
| 横路沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 峠沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 後田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 柳沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 乳飲沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 観音沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 嶽之腰1  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 嶽之腰2  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 小滝沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 古早田沢  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 川前沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 木の下-1 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 木の下-2 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 木の下-3 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 木の下-4 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 沢内-1  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 沢内-2  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 鳶ヶ坂4  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 鳶ヶ坂5  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 鳶ヶ坂6  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 鳶ヶ坂7  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 鳶ヶ坂8  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 鳶ヶ坂9  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 鳶ヶ坂10 | 別紙図面のとおり | 地すべり |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 鳶ヶ坂11 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 菅野代1  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 菅野代3  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 槇の代6  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 槇の代8  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 浜温海－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜温海－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温海    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温海3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温海2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷地田－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷地田－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 神馬沢   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木野下1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山崎    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山五十川  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山五十川2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山五十川3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 大岩川－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川2－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川2－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木揚場    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木野俣    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木野俣1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 神社山－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 神社山－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜中1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜中2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 米子1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 米子2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 暮坪     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜谷坂2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜谷坂    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒滝     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂－4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十川    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山の脇1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山の脇2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜千鳥    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 菅野代2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菅野代2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菅野代2-3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安土3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安土2-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安土2-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 槇代2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十川5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田川3-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田川3-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第440号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 七曲沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川山崎           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 西楯沢川          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 神之沢川          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山之下           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 沢内川5          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 宝泉寺沢-2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 大清水沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 椿沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 向沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 山の下   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 横路沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 峠沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 後田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 柳沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 乳飲沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 観音沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 嶽之腰1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 嶽之腰2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小滝沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 古早田沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 浜温海-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜温海-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 温海    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷地田-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷地田-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 神馬沢   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木野下1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 山崎     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山五十川   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山五十川2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山五十川3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩川2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木揚場    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木野俣    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木野俣1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 神社山-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 神社山-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜中1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜中2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 米子1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 米子2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 暮坪     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜谷坂2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜谷坂    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒滝     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 鳶ヶ坂－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂－4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十川    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山の脇1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山の脇2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜千鳥    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菅野代2－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菅野代2－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菅野代2－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安土3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安土2－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安土2－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 槇代2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶ヶ坂2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十川5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田川3－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田川3－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

## 労働委員会関係

### 訓 令

山形県労働委員会訓令第2号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月10日

山形県労働委員会  
会 長 立 松

潔

**山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令**

山形県労働委員会事務局文書管理規程（平成10年3月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項ただし書中「公印の押印を省略することができる」を「原則として公印の押印を省略するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 書簡文書等押印しないことが通例とされる文書
- (2) 往復文書（法令上の効力を有するもの等その内容が特に重要なものを除く。）
- (3) 前2号に掲げる文書のほか、課長が特に公印の押印を省略することが適当と認めた文書

第19条第2項中「施行文書（簡易文書及び同項第2号に掲げる文書のうち県の機関に対して発するものを除く。）」を「必要に応じて、施行文書」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。